

10月は「飼い主マナー向上推進月間」

ペットとともに暮らす 責任を見直そう！

村には毎年、犬・猫の放し飼いやふん尿の放置、鳴き声・臭気など不適切な動物の飼育、飼育途中で動物の放棄や遺棄、飼育能力を超えた多頭飼育など、多くの相談や苦情が寄せられています。

ペットが人間社会の一員となるためには、飼い主のマナーが大切です。“ペットとともに暮らす”と決めた以上、飼い主にはマナーを守り愛情をもって世話をする責任があります。この機会に、飼い主としての責任を改めて見直し、近隣への迷惑行為等を未然に防ぐとともに、動物の適正な飼育管理に努めるよう心掛けましょう。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1452)、茨城県動物指導センター(☎029-672-1200)

ふんの持ち帰りは当たり前です！

犬の散歩に行くときは、スコップやビニール袋を忘れず持ち歩きましょう。住んでいる地域に犬や猫のふんが落ちていたら、誰でも気持ちの良いものではありません。地域の方に不快感を与えることなく、また住民間のトラブルを防ぐためにも、飼い主として最低限のマナーを守ることが大きな義務です。



ペットの放し飼いはやめましょう！

犬の放し飼いは犯罪です。放し飼いは、ふん害をはじめ周りの皆さんの迷惑になるだけでなく、ペットにとっても事故や感染症に感染してしまうなどの危険があるため、絶対にやめましょう。ペットを連れて外出するときは必ずリードをつけましょう。また、猫は家の中で飼いましょう。



飼い犬・飼い猫には所有者の明示を！

村には毎年、迷い犬や迷い猫の情報が多数寄せられます。運良く保護されても、飼い主不明のまま保護期間を過ぎてしまうケースもあります。ペットには飼い主が分かるように迷子札(飼い主の名前と電話番号)やマイクロチップをつけましょう。また、犬の場合は、鑑札と狂犬病予防注射済票を装着することが法律で義務付けられていますので、必ず首輪につけましょう。



相談が多く寄せられています 野良猫に餌を与えないで！

“かわいそうだから…”とむやみに餌をあげると野良猫が増加し、不幸な命を増やすだけでなく、においや鳴き声で近所の住民からの苦情やトラブルを招く原因となります。飼う覚悟がないのなら、無責任な行動はしないようにしましょう。



ペットがいなくなったらすぐにご連絡ください

ペットがいなくなってしまったときは速やかに、上記の問い合わせ先または、ひたちなか警察署(☎272-0110)へご連絡ください。“帰ってくるだろう”と待たずに、すぐに探しましょう。※村で保護している犬の情報等は、村公式ホームページやツイッター、役場総合案内(役場行政棟1階)付近の掲示板でご覧いただけますので、ご活用ください。